

『仁顯王后伝』に現れる命運観

曹 述 燮

Fatalism in the Novel “INHYEONWANGHUJEON”

JO, Sulseob

はじめに

形式は、朝鮮王朝中期を生きた、第19代の国王肅宗の継妃仁顯王后閔氏の一生の事績を記す伝記の形を取り、その内容は、肅宗と王后閔氏、そして後宮禧嬪張氏を取りまいて起きていた愛憎や嫉妬、そして権力と義理などをリアルに記した宮中体ハングル文学『仁顯王后伝』。王室の人物が主人公として登場する特殊階層の生き方を書き綴ったもので、その作者も、1) 当時の仁顯王后閔氏に仕えていた宮女である、2) 仁顯王后閔氏の廢妃を反対して流刑にあい、その刑地に行く途中で亡くなった朴泰輔家系の後代であるか、または仁顯王侯閔氏の実家の誰かである、3) 16~17世紀の朋党政治期、その政治的派閥の一つであった西人勢力の中のある人物であるなど、諸見に分れ定説を見ないものでありながらも、研究史においては「朝鮮王朝の三大宮廷文学の一つ」として評価され、古典愛好家たちにおいては「すぐれた読み物の一つ」として幅広い読者層をひきつけてやまない作品として存在しつづけている。その所以は、何よりも、最初から意図的に書かれたノン・フィクションの記録でありながら、作品の構成要素の主を人間生活の基本となる価値に集約させ、また随所に小説的描写の妙を光らせていることに求めることができよう。

この論文においては、学界において、『仁顯王后伝』研究の長い間の争点となっている、1) 各異本の問題、2) 作者の問題、3) 書かれた年代の問題、4) 小説とみなすか実記とみなすかなどを考える作品類型の問題、5) 宮廷文学と呼ばれる他の作品との比較が主流をなしているその他の研究領域¹⁾、などから離れ、この作品の中に現れている、「人間世において、人間の意思をこえたところでわれわれの行為や存在を支配してくるある力に対する考え方、つまり命運に対する考え方」を捉え、この作品を書いたもの、ないしは当時を生きた人々が持っていた命運観というものを規定してみるとともに、それをとおして作品『仁顯王后伝』が持つ思想性というものを考究してみたい。

1. 仁顯王后閔氏と『仁顯王后伝』

1) 歴史上の人物としての仁顯王后閔氏と『仁顯王后伝』

仁顯王后閔氏(1667: 顯宗8年~1701: 肅宗27年)は、35年という長くない一生を生きるなかで、並みの人以上の数奇な歳月を送って去っていった歴史に実在した人物である。本貫は驪興。1667年(顯宗8年)、父驪陽府院君閔惟重、母恩津宋氏浚吉の娘の女兒として生

まれた。15歳の時（1681：肅宗7年）、王妃の嘉礼を経て、前年天然痘で亡くなった肅宗の妃仁敬王后に継いで、6歳年上だった肅宗の妃となった。王后としての生活中、子宝に恵まれなかった。1688年（肅宗14年）、宮女出身の昭儀張氏（1659?：孝宗10年～1701：肅宗27年、後の禧嬪張氏）から王子の昀（後の朝鮮王朝第20代の国王景宗）が生まれるや、肅宗の寵愛はもっぱら昭儀張氏に注がれるようになり、翌1689年（肅宗15年）、王子昀は元子に、昭儀張氏は禧嬪に昇格封じられた。これとともに、王后閔氏は当時の政治変動と相まって王妃の座から退けられ（廢妃）、5年間（足かけ6年）、実家の安国洞本宅で生活する。後1694年（肅宗20年）、廢妃のことを悔いる肅宗によって還宮させられ、王妃の座に再び戻される（復位）。1701年（肅宗27年）、35歳で原因不明の病により死を迎える。諡号は孝敬淑聖莊純懿烈貞穆仁顯王后である。

年代	仁顯王后閔氏
1667（顯宗8年）	1歳、出生
1681（肅宗7年）	15歳、王妃嘉礼を経て肅宗の繼妃になって入宮
1689（肅宗15年）	23歳、己巳換局の発生。廢妃となり、出宮
1694（肅宗20年）	28歳、甲戌獄事の発生。還宮、復位される
1701（肅宗27年）	35歳、病死

※年齢は全て数え年

以上、35歳の若さでこの世を去った仁顯王后閔氏の簡単な生涯歴であるが、これを見ると王后閔氏は、35年という決して長くない人生の中で、権門勢家の娘として生を受けた後、万人の上に立つ国母として華麗な入宮を果たす栄誉ある人生を手にする幸運の主人公のように映る歳月がある一方、膝下にわが子が生まれぬという不可抗力的な出来事と、生涯三人の王后と一人の廢王后、さらに七人の後宮を設けていた封建君主なる夫君の多端な愛憎行脚、そしてそれを取り巻く政治的状況の変化などを背景に、廢妃として実家に追われたりまた呼び戻されたりと出宮と入宮を繰り返しながら辛酸を嘗めさせられる不運の主人公のように映る歳月、それに、原因不明の病にかかって35歳の若さで夭折するという悲運が重なり、何ともいい難い複雑さと多端さに驚かされるとともに、小説より奇なるある人生としてのこれは、ただ書き留められるだけで十分読み応えのある語り物となることが必至であろう。実際、それが伝記として書きつづられたのが外でもない『仁顯王后伝』²であるが、その内容の大綱は、下記のようにつづく。

「仁顯王后閔氏は、権門勢家の娘として、鬼神も妬むほどの生まれつきの美貌、気高いがおごらない気性、敏捷で神意な才能や技芸をもって、貴人になるための生を受けていたようであった。15歳のとき、彼女は、この予兆とおりに国母の座に着き、世の人は到底まねできない仁徳をそなえた言動で良妻としての本分を尽くし、周りから誉れを得ていた。しかし、いよいよ禧嬪張氏から、身に覚えのないことで讒訴され、主君の判断力が失われるとと

もに民間にも廢妃のうわさが立つようになった。臣下の朴泰輔などは、忠義をもってその不当さを諫めたが、それが主君に聞き入れられることはなかった。かえって悲惨な拷問に処せられたりしたが、朴泰輔は、そのさなかで壮烈な最期をとげた。それでもまだ、悪人や奸臣たちは連合して王后を侵害していき、ついに廢妃の境遇に追い込んだ。王后は、これまた天数=命運と、一つも恨む気配なく従順、実家に追われてからも、自ら罪人を任じ、つつましい生活で一貫する五年余りを過ごした。

天運の循環により、主君にも、禧嬪張氏が邪悪で王后は無実であったという悟りがあり、嘉礼のときより盛大なセレモニーで王后を還宮・復位させるとともに、禧嬪張氏は世子の顔に免じて正宮のつぎの永肅宮就善堂に居住させた。ところが、禧嬪張氏は、王后を妬んだあまり、彼女を無き者にしようと、巫による使霊呪詛³をくり返す。こうして四・五年ほどの歳月が経った庚辰年（1700：肅宗 26 年）の仲秋ころ、忽然と王后閔氏のご身体がおもわしくなくなり、翌年八月十四日、春秋三十五歳で亡くなった。国王をはじめ宮中のみなが王后の死を悲しんだ。十二月八日を葬儀の日に定め、その間は、もがりの宮を設けて王后閔氏の霊を祭っている。国王が、九月七日の夕方の霊前典札を終えてうたた寝をしていたところ、王后閔氏の死んだ霊が彼の夢枕に立ち、「自らの死は禧嬪張氏の使霊呪詛によって横死したものだ。どうかその怨讐をはらしてほしい」という知らせがあった。国王は、その知らせを聞き、七・八年ぶりに永肅宮に足を運び、ことの真偽を確かめる。それが事実であることが確かめられたので、王后謀殺の罪名で、禧嬪張氏には死が賜わされるとともに、王后のもがりの宮にはその顛末が報告された。葬礼が済んだ後も、代々閔氏の一族には、国王と王室からの様々な恩顧が増し加えられた。」

2) 『仁顯王后伝』の構成

書かれたものとしての『仁顯王后伝』。その内容の大綱は上に述べたとおりであるが、その展開は、王后閔氏の生涯とそれにかかわる事績が、できるだけ時間軸に沿った形で、叙事的に列挙されているということがいえよう。これを前提に、ここでは、作品の分析と理解を助けるために、内容中にとりあげられている事件の節目とそれを扱う分量を準拠に全体を段落的に区切り、作品の体裁を考えてみることにしよう。それはまず、1694 年（肅宗 20 年）、王后閔氏 23 歳のときの還宮を境目に、前・後半の二部に分けてみることができる。つまり、前半部は、仁顯王后の出生から始まり、23 歳のとき、廢妃論の沙汰を経て一庶民に降格、実家に戻され、自ら罪人を任じて、1) 親族とともに晏然と過ぎさない、2) 内外の門を封鎖し、侍婢を一人も置かず、ただ宮女だけを置く、3) 正堂を廢して、下堂を住居とする、4) 木綿の衣服や木綿の生活用具で過ごす、5) 宝物やご馳走を近づけない、という涙ぐましいほど寂しく、節制を利かせて過ごしていた 5 年の歳月までがその内容になっており、後半部は、28 歳のとき、廢妃になっていた王后閔氏が、そのことを悔いる国王により再び宮中に迎え入れられることから始まり、35 歳で病死。そして、彼女の死後も続く、国王と王室の閔氏

一族への恩顧までがその内容になっている。次に、この前・後半二部の構成は、それぞれ扱われている素材の区分から、さらに次のような細分が可能である。まずは前半部から。

第一段：出生から、王妃となって入宮する前までの幼少年期（15年間）

第二段：王妃嘉礼による入宮から、廃妃になって出宮するまでの宮中生活期（8年間）

第三段：己巳年（1689：肅宗 15年）、廃妃論に対し強力な反対論を展開した西人系文臣朴泰輔の動きとその死

第四段：廃妃・出宮から、再び還宮・復位するまでの安国洞本宅での廃妃生活期（5年間）

前半部は、その構成を、以上のような四段に分けてみるができるが、ここで一つおさえておきたいことがある。それは、第一段、第二段、第四段で扱われる内容が、この『仁顯王后伝』の主題となる人物王后閔氏に関する直接的な事績で、伝記構成の記事としていかにもふさわしいものになっていることに対し、第三段で扱われている内容は、『仁顯王后伝』の主題となる人物王后閔氏に関する直接的な事績ではないということ、しかも、前半部において、第一段、第二段、第四段の内容が記述される比重は全体の約四割弱を占めるに止まり、第三段の内容が記述される比重が、全体の約六割強を占めているということである。これは、常識からして少なからずの異様さが感じられるものだといわざるをえないが、要は、この作品を書いたものにとって、第三段：己巳年（1689：肅宗 15年）、廃妃論に対し強力な反対論を展開した西人系文臣朴泰輔の動きとその死は、仁顯王后閔氏の生涯の事績に関与する重大な出来事の一つであると認識されていたこと、あるいはこの出来事自体、独自の重大な意義を含む出来事として、必ずや力説されるべきものであると認識されていたことと解釈できるということである。次は、後半部。

第一段：還宮・復位から、病名不詳のまま死するまでの宮中生活期（7年間）

第二段：1701年（肅宗 27年）に起きた巫蠱の獄——禧嬪張氏が就善堂の西に神堂を設け、王后閔氏を呪い、自らが王妃の座に返り咲くことを企てていたとする事件の処理。禧嬪張氏はこれにより賜死される——の顛末

第三段：閔氏への死後供養と葬礼、その後の王室の動態および王室の閔氏および閔氏一族への恩顧

後半部は、その構成を、以上のような三段に分けてみるができるが、それぞれは、記述される比重もほぼ同じで大差を見せない。ところで、ここ後半部の構成においても、一つわれわれの目を引くものがあり、それは、第一段、第三段で扱われる内容が、この『仁顯王后伝』の主題となる人物王后閔氏に関する直接的な事績で、伝記構成の記事としていかにもふさわしいものであることに対し、第二段で扱われている内容は、王后閔氏の死後ほどなく

して賜死に処せられた禧嬪張氏の死について書きつづっているもので、『仁顯王后伝』の主題となる人物王后閔氏に関する直接的な事績であるとはいえないものであるが、この内容が記述される比重は後半部全体のほとんど三分の一を占めるにいたっているという事実である。これもまた、常識からすれば少なからずの異様さが感じられるものだといえるもの。要は、この作品を書いたものにとって、第二段：1701年（肅宗 27年）に起きた巫蠱の獄の顛末は、これが仁顯王后閔氏の生涯の事績に関与する重大な出来事の一つであると認識されていたこと、あるいはこの出来事自体、独自の重大な意義を含む出来事として、必ずや力説されるべきものであると認識していたことと解釈できるということである。

2. 『仁顯王后伝』に現れる命運観

人間の意思をこえたところでわれわれの行為や存在を支配する超越的な力。この命運は、この世のすべての事物を支配する避けることができない必然的な力で、人間もまただれしもが従かわざるをえない。さらに、これは超論理的な力で予測もしがたいもの。それが、『仁顯王后伝』においてはどう表れているか。作品中から、それを具体的に示してくれる描写を取りあげ、その内容のいかんを探ってみよう。

1) 寿命観

一つの個体が生まれてから死ぬまでの期間を示す寿命。勿論その長短は、種によって異なり、あるいは同種の中においてもまた、大体の標準としての平均はあるものの、その長短は個体ごとに異なってくる。人間もまた、最大の寿命は115歳から150歳までにいたるものとして報告されるが、1700年代の平均寿命はわずか30歳、そして今現代においても70歳に過ぎないというもの。『仁顯王后伝』においては、この寿命について以下のように示される。

1. 前半部の第一段：「日常お使いになる手洗い水にも虹が輝くほどで、父の閔公はこの女子が必ず高位に昇ることを推量し、心中に念じて、あらゆることがらにねんごろに教訓を与えた。仲父の老峯閔先生鼎重（1628：仁祖 6年～1692：肅宗 18年）のすぐれた学問と厳正な品性からも、お后を愛されたことは、すべての子姪の中で一番で、いつも、

「澄み過ぎる水は鬼神がきらう。この児があまりにかしこく、うつくしいだけに、短命ではないかと心配だ」

と語っておられた。……」

2. 後半部の第一段：「厄回りの不幸な時節というものがあって、妖孽が徐々にお后を侵していつて、庚辰年（1700：肅宗 26年）の仲秋に忽然とご身体がおもわしくなくおなりになった。格別に重いというのでもなく、ときどき寒と熱が交互に往来し、夜半になると、骨の節々が刺すように痛むかと思えば、平静なときもあって、病状は一進一退をくり返していた。宮中は大いに心配し、王様は熟慮して、閔公を内殿にお呼びになり、病状をお話になって、投薬と治療を丁重になされた。しかし、それはほんの少しも効果がなく、冬を過ごし、明春

となると、お後の白雪のような皮膚が痩せてき、またあおずんで来て、ときおり黄色い斑が現れたり消えたりしたので、医者はその病状を判断できなかつた。王様は、往年、積年の心労が積み重なってお後の痼疾が強まってしまったのかと思い、いっそう悔い、お嘆きになった。お後の気性はあまりにいきぎよく、行いがさっぱりなさっていることを考えると、もしかして短命に終わってしまうのではないかとご心配され、寝ても覚めても不安に思われていた。お後はそれを気づかい、痛みが激しくても、無理にでもそれをこらえなされる。……」

取り上げられた二カ所の表現を一瞥して気がつくことは、いずれも、「短命ではないかと心配だ」、または、「短命に終わってしまうのではないかとご心配され、……」と、寿命が長くない、つまり長寿がかなわないという意味の短命の語が用いられ、それが心配だとして短命を否定的に捉えているとともに、ある個体の死をまだ目睹していない時点にて、前もって寿命が長くないかもしれないことが気づかれて心配されるという状況である。ここで、これら寿命論が内包する意味の詳細を確認してみよう。

1. 前半部の第一段の部における寿命論は、王后閔氏がまだ幼かつたころの話。

「ようやく成長するにおよんで、その姿がおだやかですぐれていること、まさに花も月も恥じらんばかりで、美しい顔が光りかがやくさまは燦爛として、……」

と、1) 容姿、2) 刺繍や裁縫をする女工、3) 喜怒哀楽や危ういことに心を奪われない惟精惟一な心情、4) 生まれつきの気性と後天的学習とによる調和の取れた言動、5) 親孝行と兄弟愛をたもつ生活、6) 巍然さとともに謙遜さを具えた性向と気骨など、あらゆる面において人並み外れたさまを見せる彼女に対し、当時すぐれた学問と厳正な品性にて世間に通じていた仲父の閔鼎重が、その愛しさを愛してやまないながらも、

「澄み過ぎる水は鬼神がきらう。この児があまりにかしこく、うつくしいだけに、短命ではないかと心配だ」

という言を発している。

2. 後半部の第一段の部における寿命論は、その前まではまだ元気だった 35 歳の王后閔氏が、昨年のおごろから体調をくずして病みはじめ、春先を過ぎた今では、医者も病名の判断ができない症状を出して病床についているときの話。王后閔氏の現在の好ましからざる病状を案じる国王が、王後の往年の積年の心労、つまり、国王を取り巻く政治的状况の変化が背景にあるとはいえ、自らの多端な愛憎行脚と王后を廢妃にして実家に追ったりまた還宮・復位させたりと、気まぐれにも見える自分の軽率な行為により辛酸を嘗めさせていたときの彼女の心労が、その病気を痼疾化させてしまったのではないかと悔いると同時に、

「お後の気性はあまりにいきぎよく、行いがさっぱりなさっていることを考えると、もしかして短命に終わってしまうのではないか」

と心配したとされる。いずれもこの世で生きられるための命ある間の長さが短いことを厭ってやまない気持ちが現れている。勿論この考えは、韓国人の民間信仰の基底をなしている巫俗信仰に基づく生死観によるもの。韓国人には、古代から、人命の長短は天の定めによるものだとする「人命在天」の考えがあるとともに、長生きできることを、そして定められた寿命とおりに生きて安穩に死を迎える「考終命」を人生の五福中の一つと考えた。そして、

“どんなに賤しい境遇にあったってこの世で生きるほうがいい” ([개똥 밭에 굴러도 이승이 좋다.] [가난에 찌들어도 천대를 받아도 이 세상에서 사는 것이 좋다.]) とし、死は基本的に災難であるとそむき、できるかぎりの長生きを願って生への執着を見せる。だから、短命するとは、それ自体「不幸」そのものを意味するもので考えられた。しかし、寿命は確かに天の定めるところ。だから死を避けるものだとも思わなかった。避けたくはあるが、いつも近くにある存在であると認識し、定められた寿命とおりに生きて安穩に死を迎えることを望んだ。そのため、もっとも望ましくない死と考えられたのは、自然死できずに死ぬこと。つまり、早死にする夭死、よその地で死ぬ客死、事故や殺害など思いがけない災難で死ぬ横死、濡れ衣による死などの怨恨死、痛憤による憤死などは、そのすべてが非業の不自然死として認識され、このような死を遂げた死者の魂は成仏できずに、怨鬼となってこの世をさまようようになると考える。

ところで、この寿命は、容易ではないが、ある程度の察しがつくものとして捉えられていることが認められる。つまり、『仁顯王后伝』においては、短命に終わる可能性を示す予兆を、「この児があまりにかしこく、うつくしいだけに、短命ではないかと心配だ」、または、「お後の気性はあまりにいさぎよく、行いがさっぱりなさっていることを考えると、もしかして短命に終わってしまうのではないかとご心配され、……」と、王后閔氏が持つ過渡の聡明さ、生まれ持った美しい容貌、すぐれた気性、またはすぐれた行動を持つなどのことで表されるとともに、このようなことが短命の予兆であると判断できる論拠は、「澄み過ぎる水は鬼神がきらう」こと、つまり、宇宙万物を作り出す二つの相反する力として陰と陽の理論の易学に結びついている。光明清澄なる陽の人間世に対する黑暗混濁なる陰のあの世。人間世の人間に対するあの世の鬼神。「澄み過ぎる水をきらう」あの世のこれら鬼神が、人間世の「澄み過ぎるもの」——過渡の聡明さ、生まれ持った美しい容貌、すぐれた気性、またはすぐれた行動など——を猜疑し、害を及ぼす。しかし、人間は、このような出来事をただ宿命として捉え服従するだけのものではない。神明の定めをうかがう虚心な姿勢は持つが、また自主的な努力も怠らない。だからこそ、韓国人は、先天的に持って生まれる命運としての四柱八字や観相とともに、後天的に与えられる名前もその人の命運に大いに関係すると信じ、生まれるときから家庭で呼ばれる名である児名をつけるときにも、賤しい名であるほど疫神の猜疑から逃れられ長生きできると信じ、賤しい名で命名するのが普通であった。

2) 紅顔薄命観

美人は、病弱で早死にしたり、運命にもあそばれて不幸になったりすることが多いという熟語“紅顔薄命”。美人薄命、佳人薄命とも用いられるものである。この“紅顔薄命”、『仁顯王后伝』には、以下のように示される。

1. 前半部の第二段：「こうしてついに、淑儀金氏を選んで後宮に入れ、お后が札をもって応接し、恩恵を示して、徳をおよぼしになるさまは、いにしへの中国の太妊や太姒と異なることはなかった。宮中のものみながその徳行を記憶し、善行をうわさし、嘆服しないものは

なかったのだ。ところが、時運が悪く、お後の命運も不遇で、古くから、紅顔薄命や聖人に災厄がふりかかるのは人力ではいかんともしがたい。何という意地の悪いことか、天道に疑心を抱かざるを得ない。

戊辰年（1688：肅宗 14 年）秋八月、仁祖大王大妃趙氏が昌慶宮の内殿でお亡くなりになったが、お年は六十五歳であった。王様とお后は深く悲しみ、朝夕の供養のたびに、お嘆きになることがはなはだしかった。この年の冬十月、禧嬪張氏が初めて王子を生産したが、王の愛情がなみなみではないことはいまでもない。お后も大いに悦び、かわいがり、おあやしになるさまは、まるでご自分のお腹をいためたお子のものであった。張氏も自分の分というものをわきまえておれば、榮譽に満たされたはずだった。ところが、たちまちよこしまな企みとわがままな心を生じ、お后閔氏の聖徳と容色とが一國に秀でて、すべての人望が集まっていることを妬み、ひそかに取り除いて、お後の位をうかがう。そのみだりがましい逆心はいよいよつり、日々気配をうかがって、お后を讒訴して申し上げる。

「お后は新生の王子を毒殺なさろうとしている」

また、……」

非日常的な聖なる価値を体得した聖者であるとしても災厄はふりかかるもの、という意味の熟語“聖人災厄”と相対し比較される形で用いられているここでの“紅顔薄命”。しかし、それには、熟語としての紅顔薄命という表現があるのみで、それが意味する内容について具体的に言及されていない。そこで、前後の詳細を解くことで、紅顔薄命の内容を確かめてみよう。まず、この表現が用いられている、2. 前半部の第二段の部の性格を規定してみると、それは、王后閔氏が、王妃の嘉礼により、肅宗の継妃として入宮することから、廢妃になって出宮するまでの仁顯王后閔氏の 8 年間の宮中生活期が記録されている部分。15 歳で、自分より 6 歳年上であった肅宗との嘉礼で国母となり、宮中生活が始まった。入宮三・四か月の内に、宮殿内外にて国母としての誉れを得た。2 年後 17 歳のとき、肅宗が種痘を患ってから立ち直ったが、その看護に精を出していた肅宗の母明聖大妃金氏（1642：仁祖 20 年～1683：肅宗 9 年）が、その勤勞で亡くなった。とき 42 歳であった。その喪にあたっては、国王とともに悲しみを尽くして余すところがなかった。さらに 2 年後の 19 歳のとき、この時期に宮女張氏が後宮となり、禧嬪に封じられ³、その賢さでもって、国王の寵愛を一身に受けていた。戊辰年（1688：肅宗 14 年）の正月、王后閔氏 22 歳。彼女が王後の座を占めてからすでに 7 年が過ぎているが、膝下にはまだ子宝に恵まれていなかった。考えた末に、淑儀金氏を夫君の後宮に迎え入れ、世継ぎを得ようとしていた。一人の女性としての情感より、儒教一辺倒国のリーダーを補佐する良妻としての本分に忠実し、そしてお后という本分に献身的にとりくみ、その役名を果たすことに徹していた。それによって、周りからは、「宮中のものみなその徳行を記憶し、善行をうわさし、嘆服しないものはなかった」とあるように、賢妃としての誉れを十分なほど得ていた。「紅顔薄命」の表現は、ちょうどこの記録の直後に用いられている。そして、その後は、同年秋八月、仁祖大王大妃趙氏が昌慶宮の内殿で亡くなったことが、さらにその後は、冬十月、寵愛を一身に受けていた禧嬪張氏が初めて王子を

生産し、いわゆる「自分の分というものをわきまえておれば、榮譽に満たされたはずだったが、たちまちよこしまな企みとわがままな心を生じ、お后閔氏の聖徳と容色とが一國に秀でて、すべての人望が集まっていることを妬み、ひそかに取り除いて、お後の位をうかがう。そのみだりがましい逆心がいよいよつり、日々気配をうかがって、お后を讒訴する」禧嬪張氏の存在により、國王は、1) お後のことを疑って、早くも冷遇する、2) しだいに頑迷になって、白黒を弁別することができなくなる、3) 賢良の臣下を遠ざけて、奸臣賊子を登用することになり、それがしまいには王后閔氏の廢位沙汰へとつづく。このような展開からすれば、ここでの“紅顔薄命”の内容とは、表面的には、徳行や善行で誉れを得る王后閔氏でありながら、自分の分というものをわきまえない奸人禧嬪張氏により困窮な状況に陥れられる境遇を示すものであり、そして裏面的には、宮女という身分でありながら初めての王子を生産し、それによってあえて王後の座までもうかがうようになる禧嬪張氏に対し、王後の身分でいながらも子宝に恵まれないがために禧嬪張氏との軋轢に悩まされる王后閔氏に惻隱の情を抱かせている表現ということがいえよう。すなわち、ここで“紅顔薄命”という命名のもとで表現される運命というものは、知徳が最もすぐれ、万人が仰ぎ師表とすべき人物である聖人でさえ身に覚えのない災難に振り回されることがあるのと同様、王后閔氏は、「聖徳と容色とが一國に秀でて、すべての人望が集まっている」人物でありながらも、奸人禧嬪張氏に生まれ困窮な境遇に処せられることになるという善悪間の不条理さをあらわすものとして、進んでは、女性として子宝に恵まれない境遇というものをあらわすものとして使われていることが確認できる。

薄命に対するこのような考え方は、3. 前半部の第四段の部の記事においても確認できる。すなわち、

1. 前半部の第四段：「このとき、お后は父の府院君の喪の後で深く哀しんで、お身体も健康ではなかったが、左右の尚宮が、廢位のことを聞いて大いに驚き、泣きながら急いでお後に知らせたとき、お后はいささかも顔色を変えることなく、喟然として、嘆息しながら、おっしゃった。

「これもまた天数というもの。誰を恨むことができよう。あなたがたも瓶のように口を閉ざしなさい」

そういつて、晏然として動じられることはなかった。こととき、寧安公主がこのような出来事を聞いて大いに驚き、多数のおばに当たる大長公主らとともにさっそく宮廷におもむき、王に朝見して、お後の宿徳が盛んで、讒言がいわれのないものであることを告げ、大王大妃がどれほどお后を愛されていたかを奏され、涙が御座を濡らすまで、口を極めて諫め、忠言は激切であったが、王様は終始お聞き入れにならなかった。そのために、公主らは王の心がかたくなであることではいかんともすることができず、嘆息して大殿を出てこられ、お后に目通りして、泣きむせびになるさまは悲愴で、袖をつかみ泣き崩れて、お言葉を発することもできないので、むしろお后が嘆息して、おなぐさめになる。

「禍福は天にあって、わたくしのさきゆきも天教なので、ただ順守するだけのこと。誰も恨もうとは思いません。公主がこのようにわたくしの身の上を御案じくださるご恩はけっして忘れられません」

公主はお後の言葉に嘆服して、おっしゃった。

「今は浮雲が王様のお心をおおってしまったが、聖上は本来賢明なお方であり、いずれ後悔なさるでしょう……」

ここでは、上で見てきた熟語“紅顔薄命”の内容を示す語としては、宇宙全体の出来事が、人間の知覚を超越している動かしがたい窮極の道理である天意によって決定されることを意味する命題“天教”が用いられているが、ほとんど同じ個所にて二度、王后閔氏によって発せられる語。一度目は、初めて王子を生産した禧嬪張氏が、お後の位をうかがい、「お后は新生の王子を毒殺なさろうとしている」、または、「お后はわたくしを呪い殺そうとなさっている」など、在らぬことだが讒訴をしつづけたことが功をなし、国王がお后を冷遇するようになる。それとともに、いよいよ民間にも廢妃のうわさが立って喧噪であったころ、廢妃論が不当であるという上疎文を主導してたてまつり、強力な反対論を展開した結果、むごい拷問を受けた後、珍島へ流配される途中、その拷問の毒でこの世を去るといふ朴泰輔の凄絶な死があった直後、左右の尚宮から廢位のことを知らされた王后閔氏は、父の喪の後の深い哀しみで、身体も健康ではなかった状態だったが、いささかも顔色を変えることなく、嘆息し、

「これもまた天教というもの。誰を恨むことができよう。」

と語り、二度目は、廢妃論がいよいよ実行されようかという瀬戸際。この状況を憂える寧安公主が、さっそく多数のおば公主らと一緒に宮廷におもむき、国王に朝見し、今度は親族の情愛として、廢妃論の不当さを極諫した。ところが、依然と聞き入れられずじまい。いかんともすべない心情で、大殿を後にし、王后にあっては悲愴に泣きむせぶばかり。それをみたお后が、また嘆息し、

「禍福は天にあって、わたくしのさきゆきも天教なので、ただ順守するだけのこと。誰も恨もうとは思いません。……」

と、同様の言を発する。つまり、禧嬪張氏による身の覚えのない讒言によって廢妃に処せられ宮を追われる災難に会うことだって、人知を超えてはたらく天の定めし自然ななりゆきというべき“天教”というもの。そして、この天教に対しては、「誰を恨むことができよう」、または、「ただ順守するだけのこと。誰も恨もうとは思いません」と、いずれも順応するものとして示される。つまり、運命的なものというものは、人間にとってはある意味、不可抗力のものであって、いたずらに逆らうことで解決できるものではないと認識していることが確かめられる。

以上、『仁顯王后伝』に現れる命運観を、“寿命”と“紅顔薄命”に対する描写を中心に見てきた。その内容から、ここで再確認できることは、命運というものはいかにも過酷に人間

にのしかかるくびきのようなもの。寿命について書かれる描写もそうであったが、特に紅顔薄命について書かれる描写においては、あまりにも不条理に満ちた惨憺なものとして迫ってくるものがあり、表現しがたい無力感さえ感じずにはいられないものとして映る。だから、これらは、どんな形であれ必ずや解決を見、浄化がはかられずにはすまされない存在になるものだが、果たして、この作品においては、その解決がどう処理されているのだろうか。

3. 命運観から見る“夢”

睡眠中なのに現実の経験であるかのように感じられる一連の観念や心像を持つ夢。生理学では、「睡眠中、脳の中樞神経内部における興奮性が低下し、脳の統一された活動の解離現象が起こった状態で見られる表象作用」と説明され、人である以上誰しもが経験するものだが、やはり謎の匂いがする不可思議で神秘に満ちた存在であることに疑いはない。だから、この夢を素材にしている民俗は、古今東西を問わず多様に存在し、かつそれが語り物として、あるいは文学として綿々と継承されるのであろう。『仁顕王后伝』においても、この夢のモチーフは三回も受容されているが、その前後は以下のようである。

1. 前半部の第一段：「(仁顕王后閔氏の)母の夫人宋氏が不思議な夢を見て、丁未年(1667: 顯宗8年)四月二十三日に誕生なさったが、そのとき、屋敷の上には瑞気がのぼり、産室には芳香がたちこめて、しばらく去らなかつた。父母はそのことの機知を知っていて、家中のものたちにけっして口外しないよう命じた。……」

2. 後半部の第二段：「九月七日になって、(肅宗は)王后閔氏の靈前に夕方の典礼を終えて戻られた。秋気がさわやかで、上弦の月がさえ、コオロギの鳴き声が聞こえるので、心思が淒涼として、燭に対して一人、龍涙を落として、机によりかかってしばらくうとうとなさっていると、夢かうつつかのさかいに、死んだ御靈が現れて、申し上げた。

「宮中に妖邪の気配が旺盛で、そのため、お后が惨禍にお遭いになりましたが、この後、大禍が火のように起こりましょう。聖上は、どうか事態をお察しくくださるよう、伏してお願いいたします」⁴

そういつて、手を上げて就善堂を指さして示し、王様をお導き申すので、王様が行って見られるとそこはお后をお祭りする魂殿であった。その殿上にはお後の幽霊が侍女をしたがえて座っていらっしゃったが、顔色は惨憺としていて、哀しげに、王様にお告げになる。

「わたくしの“命”が短いのは事実ではあるが、ひどい病気になったとしても今年亡くなる命運ではありませんでした。ところが、張女が千百もの呪詛をほしいままにし、わたくしはその妖術の害をこうむって、“非命怨死”寿命でもないのに横死してしまつたのです。張女は不共戴天の敵ともいうべきで、わたくしの怨魂は雲間にただよつたまま恨みを抱き続けています。そこで堂々と張女を亡きものにすることもできますが、聖上みずからが分別して、黒白の決着をつけ、怨讐をはらしていただきたいと思うのです。そして、妖邪をなくしてこ

そ、宮中はまた平安になることでしょう。」

王様が大いになつかしがつて、お後の着物をつかまえて、お話をなさろうとしたが、驚きで気が付くと、枕上の一夢であった。……」

3. 後半部の第三段：「閔后が宮廷をお出でになった時、張嬪が内で内応し、奸臣が外で謀議し、お后を毒殺し、閔氏一門を滅す機会をうかがっていた。ところが、天がこれを許さなかったのだ。王様が、数年後にすべてをさとることになって、万端をじっくりお考えになり、壬申年（1692：肅宗 18 年）、一つの夢をご覧になったのだった。夢の中で肅宗の生母であられる故明聖大妃が顔色を変えて、怒っておっしゃった。

「中宮は東国の聖女であり、わたくしのはなはだ愛するところであるのに、これを廃し、奸悪なる賤人を大位に昇らせたのは、宗廟社稷の恥である。わたくしは、お祭り供養だって受けることはしませぬ」

と、怒気でふるえながら退出し、玉輦に乗って、後苑の門から「中宮に会いに行く」とおっしゃった。王様はあわてて後ろに付いて行かれたが、そこはすべての門が固く閉ざされ、庭先には草が茫茫に伸び、ほこりも積もっていた。一間のみすぼらしい離れ屋についてみたところ、閔后が無色の衣服で心なしに座っていらっしゃったが、大妃を見ては涙を流してご恩に感謝なさった。そこで、大妃は肩を抱いて、しみじみと痛哭して、おっしゃる。

「これはすべて前世での悪い出来事により今生厄運がはなはだしいのであるが、久しからずして、天運が戻って来、すべてがうまくいくでしょう。それまでは健康に気を付けて、奸人たちの思いどおりにならぬことです」

お後に仕える宮人たちがいっせいに痛哭する声に驚き、気が付くと、枕上の一夢であった。……」

さて、一つ目、1. 前半部の第一段の部の夢。これは、普通は胎児の母親や父親、または近い親戚に示される胎児を孕む予兆、またはその孕まれる胎児の生来の運命までが占える夢として、朝鮮半島の民間習俗において厚い信頼をうけている、いわゆる「胎夢」と呼ばれる夢である。つまり、王后閔氏が生まれるための胎夢は、その母の宋氏が、内容はさだかでないが、「将来きっと貴人になると予見できる女兒を生産する夢」を見、その後子を孕んで出産に臨んだ。生んでみると、はたして女兒。それに、彼女が生まれるときの産室の中には芳しい香りがたちこめてしばらく去らなく、産室がある屋敷の上にはめでたい気配が立ちのぼるという神秘的な出来事があり、まるで母親が彼女を孕むときにみた夢の縁起が一つの間違ひもないことを証明しているかのようであったと後の話につづく。『仁顯王后伝』の構成の冒頭に、このような胎夢の記述があることは、この作品中に現れている命運観を考えていくとき、とても重要な意味を内包するものとして受け止められる。つまり、今度生まれてくるこの女兒は一人のただの女兒に有らず。後の出来事から考えてみるならば、一国の国母という至高の座を占める命運の生命体であったこと、さらに、このことは人力を超える天の定めし宿命

による出来事であったという尊厳性までが与えられる意が含まれているもの。要するに、ここにおける胎夢とは、不可抗力な実在としての命運が示される一つの道として存在し、夢が命運観それ自体を顕示する機能を果たしているということがいえよう。

二つ目、2. 後半部の第二段の部の夢と、三つ目、3. 後半部の第三段の部の夢。両者における夢は、神や死者の靈魂が、窮極のある意思を伝えるために生きている人の夢枕に立つという、いわゆる「現夢」と呼ばれるものである。前者は、まだ死の床に就き二十一日ほどたったのみで、現在は埋葬を控えてもがりの宮の魂殿に安置されている王后閔氏の靈が肅宗の夢枕に立っているもの、後者は、作品中において現夢の事実があったとする壬申年(1692: 肅宗 18年)から数え、すでに世を去って9年にもなる明聖大妃が愛しいわが子の肅宗の夢枕に立っているというものである。さて、これらの靈は、それぞれ国王の夢枕に立ち、いかなる意思を伝えているのか。さらに、これらの現夢は、作品中においていかなる意義を持つ存在となるのか。まず、王后閔氏の現夢から、それがおこる前後の状況を理解しておこう。

朝鮮王朝の中期以来実施されてきた朋党政治。それが、17世紀末頃に至っては、朋党間の共存意識が失われ、集権派閥の一方独裁的性向が強くなり政争が激化していく中、ときには王室の権威までが損傷をこうむる政治的状況下の甲戌年(1694: 肅宗 20年)、老論系の金春沢と少論系の韓重憐などが廢妃復位運動を起こした。これに対し、国王の肅宗は、この復位運動を阻害しようとした南人派の人閔黯、金徳遠、権大運などを流配、または死罪にした後、王后閔氏を還宮・復位させるとともに、禧嬪張氏を世子の顔に免じて正宮のつぎの永肅宮就善堂に居住させた。ところが、王后閔氏のほうが還宮・復位させられるとともに、一門が赫々として、国王の恩寵にあい、世間みなに祝福される一方、禧嬪張氏のほうは妃の座から元の品階の禧嬪へ戻された上に、兄の張希載が濟州島に流されたとて、誰も悲しまないような状況など、見るもの聞くものすべてが我慢ならなくなったため、王后閔氏を亡き者にし、自らが王後の座にかえり咲くことを考えた。それで、生涯求めてきた宝物を贈って宮人を味方につけ、毒薬を手に入れ、お後の食事にも一服盛ることを計画した。しかし、お後は用心深く、他の条件としても首尾が合わなかったので、ほかの手立てを考えるようになった。そこで、今度は、巫俗儀礼中の、陰靈の神秘的な威力をかりて災いを起こす使靈呪詛⁵——「妖気をただよわせる巫女と凶悪なる術士を味方に引き入れ、かれらと謀議をこらし、永肅宮の西側に神堂をととのえ、さまざまな色の織物でまがまがしい鬼神をこしらえて祭り、お後の姓氏と生年月時を書いて呪いの箱を作ってかけ、宮女に弓矢で毎日三度ずつ弓を射させ、その画像がずたずたにちぎれると、紅い緞子の服でおおってお後の身体とみなし、池のほとりに埋めた。……」——を試みた。つまり、同じ共同体の別の構成員を助けるどころか、災いをもたらすという否定的で反社会的な性格を持つ邪悪な淫祀に手を染めた。ところが、三年もこのようなことをくり返していても、王后閔氏の身体は磐石のようにつがななかったので、禧嬪張氏は怏怏として楽しまなかった。それで今度は、兄の張希載のめかけ淑正と相談して使

霊呪詛——「まがまがしい骸骨を手に入れて戻り、五色の緞子で様々な呪具を作り、真夜中にお後の眠る正宮の北の石段の下に埋めた。また色どりあざやかな絹布でお後の着物を作ってさし上げることとし、骸骨をこなごなにして内綿の中にそれをしのばせ、服の折り目や糸やすべてに呪詛をほどこした着物を中宮殿にさし上げる……」——を行うとともに、毎日、神堂での呪願と妖術を行うことで、ついに願いをなし遂げた。

「厄回りの不幸な時節というものがあって、妖孽が徐々にお后を侵して行って、庚辰年（1700：肅宗 26 年）の仲秋に忽然とご身体がおもわしくなくおなりになった。……」

とあるごとく、王后閔氏の身体は突然不調をきだし、病はこのときからだんだん重くなり、翌年には死を迎えるようになるからである。

さて、陰霊の神秘的な威力をかりて災いを起こすこの使霊呪詛。上で言及したとおり淫祀の性格が強く、その分、その行為が明るみに出たときには、社会からの制裁が加えられることがしばしばである。だから、通常はその行為自体が隠密に付されることが多く、その動機や意図が不正・不純であるときにはなおさら隠密の色合いが強くなるもの。ところが、この使霊呪詛で、国母を死にいたらしめた重大な邪悪を実行した当の禧嬪張氏は、それに相当する懲罰を受けるどころか、目下もくろんでいた王后閔氏を無き者にする目的が果たせられ、喜びで意気揚々としている。これは、仁顕王后閔氏にとっては、自らが目を閉じてからも現状のままに放置するわけにはいかなかった性質の出来事であった。現夢は、このような状況で起こる。

「宮中に妖邪の気配が旺盛で、そのため、お后が惨禍にお遭いになりましたが、この後、大禍が火のように起こりましょう。聖上は、どうか事態をお察しくださるよう、伏してお願いいたします。……」

と、巫を淫祀の属と規定し、社会から駆逐すべき悪習とする⁶朝鮮社会の公論に頼り、秘密裏に宮中で淫祀を行う禧嬪張氏への然る処罰を促すとともに、自らの死もまた禧嬪張氏が起こした邪悪な使霊呪詛による不遇の結果であったことを伝える。事実、この記事に見られる使霊呪詛は、人間世の物理的な命運さえも変えられるほどの強力さを有するものとして考えられていたことが認められる。だから、王后閔氏の霊は、禧嬪張氏の使霊呪詛により、天の定めた寿命にあらずの歪んだ死を迎えさせられ、今やもうあの世の鬼神となってしまう。こうまで重大な歪みと不条理さにさらされた王后閔氏。今や、雲間にただよったまま恨みを抱き続けている怨魂として、堂々と張女を亡きものにすることができる。しかし、

「国王みずからが分別して、黒白の決着をつけ、怨讐をはらしていただきたいと思うのです。そうして、妖邪をなくしてこそ、宮中はまた平安になることでしょう。……」

と、陽の人間世での陰の使霊呪詛を除いていくことを訴える。『仁顕王后伝』においては、このような過程をへることで、三十五歳の若さで、原因不明の病にかかり、数奇の命運を閉じている王后閔氏の死は、ほかでもない禧嬪張氏が行った邪悪な呪詛がもたらした横死であることに帰結。禧嬪張氏のこのような邪悪な行いに、まだ気付かずのままに在る国王に対し、

もうすでに運命していた王后閔氏は、自らの魂魄で国王の夢枕に立ち真相の調査を哀願。この現夢に端を発した調査により、王后閔氏に対する禧嬪張氏の呪詛事實は明るみになり、彼女は自らの行いによる当然の報いとして処断されるべき存在になり、

「続けざまに、三杯の毒を張氏の口に注ぎ込むと、張氏はまもなく大きな叫び声を上げ、石段の下に転げ落ち、血を泉のように噴き出した。一杯だけでも五臓がみな溶けてしまう毒を三杯も飲まされ、すぐに身体の七つの穴から黒い血が噴き出し、地面に流れた。あわれ、卑小な宮人の身でもって千乗の国母を謀殺し、大勢の命がその劍のもとに殺されたからには、天がどうして殃禍を下さないで置こうか。……」

と、仁顯王后閔氏の死後ほどなくして、禧嬪張氏が悲惨で惨憺たる最後を迎える。『仁顯王后伝』における禧嬪張氏のこのような終局は、王后閔氏に横死をもたらした悪業に対する処罰としても、宮中に妖邪の気配を旺盛にさせ王室の末永い安泰を妨害させている処置としても、禧嬪張氏の行った呪詛や妖術の害は必ずや自らの惨憺たる死でこそ報われるべき重大な性質のものであった。しかし、このようなあるべき姿の過程と結果は、王后閔氏の現夢があつてこそ導かれているのである。こう見てくると、『仁顯王后伝』の後半部の三段構成におき、この第二段の部が、王后閔氏の死後、ほどなくして賜死に処せられた禧嬪張氏の死について書きつづるもので、その内容が、『仁顯王后伝』の主題となる人物王后閔氏に関する直接的な事績であるとはいえないものであるが、記述される比重は後半部全体のほとんど三分の一を占めるにいたっているという展開を生じさせる契機もまた王后閔氏の現夢に求められるということができよう。

次に、肅宗の母親明聖大妃の現夢がおこる前後の状況。この現夢は、『仁顯王后伝』の後半部の三段構成中の第三段：閔氏への死後供養と葬礼、その後の王室の動態および王室の閔氏および閔氏一族への恩顧の部、つまり作品構成の最後の段に見られるものであるが、この現夢が作中でなす働きを規定していくために、先ずはこの段の構成の詳細を確認しておこう。

1. 閔氏への死後供養（巫蠱の獄の決断後、閔氏死後満二か月の日に当たる十月一三日、肅宗の追悼文を中心に行われた供養。追悼文中には、王后閔氏の現夢が賛美されている）と葬礼
2. 閔氏葬礼後の王室の動態
 - 1) 肅宗代
 - ・1702年（肅宗28年）：継妃仁元王后金氏（1687：肅宗13年～1757：英祖33年）を迎える。
 - ・1720年（肅宗46年）：肅宗の死によって世子が即位し、朝鮮王朝第20代の国王景宗（1688：肅宗14年～1724：景宗4年、在位1720～1724）となる。
 - 2) 景宗代

- ・ 1722 年（景宗 1 年）：延仍君（後の朝鮮王朝第 21 代の国王英祖）を王世弟に冊封する。
- ・ 1725 年（景宗 4 年）：景宗の死によって王世弟が即位し、朝鮮王朝第 21 代の国王英祖（1694：肅宗 20 年～1776：英祖 25 年、在位 1725～1776）となる。

3. 王室の閔氏および閔氏一族への恩顧

1) 英祖の王后閔氏への追慕恩顧

- ・ 閔氏の廃妃生活が営まれた実家の安国洞本宅に行幸、「感古堂」と書いた額をしたためる。
- ・ 閔氏の出生のスレコル(수래골)の閔判書の屋敷に行幸、「仁顯王后誕降旧家」と書いた石碑を建てる。

2) 肅宗の王后閔氏の還宮・復位後の閔氏および閔氏一族への恩顧

- ・ 肅宗の母親明聖大妃の現夢
- ・ 国事以外には、いつも仁顯王后閔氏のそばにいた。
- ・ 府院君と府夫人の職号を書いた額をしたためる。
- ・ 閔氏一族の者に新しい職を与える。

その構成は以上のようにまとめられるもので、それぞれの記述が占める比重は、1. 閔氏への死後供養と葬礼の部と、3. 王室の閔氏および閔氏一族への恩顧の部が、それぞれ後半部第一段で言及された王后閔氏の死に対する結果的処置として、または王室による本『仁顯王后伝』の紀伝の対象になる王后閔氏とその親族に対する王室の恩顧の様子を記すものとして重きが置かれ、2. 閔氏葬礼後の王室の動態の部は、3. 王室の閔氏および閔氏一族への恩顧：1) 英祖の王后閔氏への追慕恩顧の部において重要人物となる国王英祖が登場するための繋ぎ的役割を果たしているのみのものになっている。こうして見ると、『仁顯王后伝』の全体的構成は、仁顯王后閔氏の出生から、生涯の節目となる生前の重大な出来事、死、そしてその死後の出来事にいたるまでのすべてが、段落ごとに、これら事件が発生する時間軸に順じて整然と記述される形が取られていること、そして、このような記述方式は、段落内の細部にまで守られ、ある種作品全体を貫徹するルールのようなものになっていることが再確認できる。ところで、ここでもう一度後半部の第三段の部の構成をふりかえてみよう。その記述は、1. 閔氏への死後供養と葬礼から、3. 王室の閔氏および閔氏一族への恩顧：1) 英祖の王后閔氏への追慕恩顧の部までは、時間軸に順じたルール通りの記述になっているものであるが、末端の最末端の部、3. 王室の閔氏および閔氏一族への恩顧：2) 肅宗の王后閔氏の還宮・復位後の閔氏および閔氏一族への恩顧の部の記述だけは、その直前の記述部の時間軸から 30 年ほどさかのぼられ、唯一これまでの記述スタイルが破られる形式が取られている。これはすなわち、ある意味において、『仁顯王后伝』の後半部の第三段の部の記述、つまりこの作品の結末部の記述は、3. 王室の閔氏および閔氏一族への恩顧：2) 肅宗の王

后閔氏の還宮・復位後の閔氏および閔氏一族への恩顧の部がないまま、3. 王室の閔氏および閔氏一族への恩顧：1) 英祖の王后閔氏への追慕恩顧の部においてその終結を迎えていたとしても首尾は整うもので、作品の構成上にはいかなる遜色や問題も起こらないはずのものであったことを意味する。ところが、作品の実際は、時間軸をさかのぼるという型破りな形式で、3. 王室の閔氏および閔氏一族への恩顧：2) 肅宗の王后閔氏の還宮・復位後の閔氏および閔氏一族への恩顧の部の記述がつづき、明聖大妃の現夢はこの特異な構成の冒頭に示されるのである。というのは、この作品を書いたものにとって、この記述は、仁顕王后閔氏の生涯の事績に関与する重大な出来事の一つであると認識されていたこと、あるいはこの出来事自体、独自の重大な意義を含む出来事として、必ずや力説されるべきものであると認識されていたことを意味するものとなろう。実質この記事が意味するものは、王后閔氏が還宮・復位してから後、肅宗は閔氏および閔氏一族に対し、1) 国事を採決しなければいけないとき以外、いつも閔氏のそばにいてあげる。2) 王后閔氏の両親になる驪陽府院君と府夫人の職号を親筆で書いてたまわる、3) 閔氏一族の者に新しい職を与えるなどの特別な恩顧を見せているが、これを可能にしたのは外でもない明聖大妃の現夢であったことが示されているのである。すなわち、15歳で、王妃の嘉礼を経て、肅宗の継妃となった王后閔氏は、礼儀作法に明るく、徳を具えた人柄で、国母としても尊敬されていた人物であったにもかかわらず、ただ奸人禧嬪張氏の讒訴にあったために国王の寵愛を失っていく7年の歳月の後、いよいよ彼女から王子の昀が生まれるや、肅宗の寵愛はもっぱら彼女だけに注がれ、翌年には政治変動と相まってとうとう王妃の座から退けられ、実家の安国洞本宅にて、寂しく謹慎した廢妃生活を送る身の上となった。一方、宮中においては、禧嬪張氏がさっそく王妃に冊封され、翌年我が子が世継ぎの世子に冊封されるや揚々自得、傍若無人にふるまい、悪を現じて他の妃嬪を排し、宮女たちを厳しく罰し、形容の仕様もないほどの暴言と傲慢な行いでやりとおし、もう三、四年が経っていた。ところが、近頃の肅宗とは、歳月の流れとともに禧嬪張氏への寵愛も薄り、何かと廢妃のことも気になり始め、ふつふつと周りの状況に疑いを起こしていたのだ。ちょうどその頃のある晩、亡くなってもう9年になる実母が肅宗の夢枕に立ち、顔色を変えて、怒っている。

「中宮は東国の聖女であり、わたくしのはなはだ愛するところであるのに、これを廃し、奸悪なる賤人を大位に昇らせたのは、宗廟社稷の恥である。わたくしはお祭り供養だって受けることはしませぬ。……」

と。王后閔氏が東国の聖女で、禧嬪張氏が奸悪なる賤人であるかいなかは別として、夢の中にも示されていた閔氏の廢妃生活は、自ら罪人を任じて謹慎しつづけることにより、

「窓も戸も敗れ果て、四壁もつくろっていない。広い庭と築山の草もずっと刈らせなかったために草が一丈も生い茂げ、人跡もすっかり絶えてしまった。魍魎やその他にもろもろの物の怪が、日が暮れるやいなや、まるで人が往来するのと同じように現れ始めて、宮人たちは恐れおののき、身動きもできない。……」

といった状態であったと述べられている。このような女性を廃妃・庶人とし、宮女出身の禧嬪張氏を王後の座にして、その不条理に気づかずのままにいる肅宗に対し、陰間の明聖大妃は、夢枕に立って、怒りをもって叱正。この現夢に端を発し、肅宗の目にも、王后閔氏と禧嬪張氏との間に横たわる善悪と是非の真相が確かめられる。すなわち、ここにおいてそれを可能にする契機は、ほかでもない明聖大妃の現夢の働き。進んでは、肅宗が仁顯王后閔氏を還宮・復位させることのみならず、王室が閔氏や閔氏一族へおよぼす恩顧のすべてが、外でもない明聖大妃の現夢によるものであることが示されるのである。

以上、二つの現夢の事例からみる夢とは、現実的な思考としては理解できないただの虚誕なものでも、あるいは睡眠中に進行する一連のただの視覚的心像でもあらず。王后閔氏の現夢は、巫を淫祀の属と規定し、社会から駆逐すべき悪習とする朝鮮社会の公論に頼り、秘密裏に宮中で淫祀を行う禧嬪張氏への然る処罰を促すとともに、自らの死もまた禧嬪張氏が起こした邪悪な使霊呪詛による不遇の結果であったことを伝えると、禧嬪張氏が悲惨で惨憺たる最後を迎えるようにする契機になっているとともに、『仁顯王后伝』の後半部の三段構成におき、第二段の部が、王后閔氏の死後、ほどなくして賜死に処せられた禧嬪張氏の死について書きつづり、その記述の比重が、後半部全体のほとんど三分の一を占めるにいたる構成を導く契機になっているものでもある。さらに、明聖大妃の現夢は、王后としての仁徳を欠いているとはいえない王后閔氏を廃妃・庶人とし、宮女出身の禧嬪張氏を王後の座にして、その不条理にまだ気づかずのままにいる肅宗に対し、怒りをあらわにして叱正し、王后閔氏を還宮・復位させる契機となるとともに、この契機があってこそつづくようになる王室の閔氏や閔氏一族への恩顧、それらすべてが外でもない明聖大妃の現夢によるものである意が示される手立てとなっていることが確認できる。こうしてみると、夢というものは、“胎夢”から見られる如く、それ自体、命運観そのものを示す機能を果たす存在という側面を持つとともに、“現夢”から確かめられる如く、作品中の命運に関する考え方を規定してくるに当たりしばしば突き当たっていた命運本来が持つ性格、「このままではどうも納得がいかない」と感じられる不条理さに対し、その克服を可能にする装置としての機能を果たす存在という側面も持つものになっていることが確認できる。

おわりに

本論文においては、1) 寿命に対する認識、2) 紅顔薄命という熟語における“薄命”に対する認識を考究することで、作品『仁顯王后伝』の中に現れている、「人間世において、人間の意思をこえたところで、われわれの行為や存在を支配してくるある力」に対する考え方としての命運観を捉えてみた。その内容は、人間の寿命における長短は天にあって、人力では動かしがたい命運の領域のものであると考えられているとともに、人間に生まれてから短命であることはその上ない不運な出来事として悲しまれていたこと、そして、聖人であると

してもときには災厄がふりかかるのと同様、徳行や善行で誉れを得る人だとしても奸人により困窮な状況に陥れられる不条理な境遇が起こるが、これもまた人力では動かしがたい命運の領域に属するものとして認識し、これらある種不可抗力的なものに対してはいたずらに逆らうことをしないものとしてうけとめられていたことが確かめられた。

ところが、このように示される命運観は、ときには納得の域をこえる理不尽さや不条理さが見られるもの。しかし、このように物理的理知で解決できない命運的なものであるとしても、それはなすすべのないものだと言頭から諦められたのではなく、神や死者の靈魂が、ある究極の意思を伝えるために生きている人の夢枕に立つ、いわゆる“現夢”の存在を借りるなどの手段にて、人間世の理不尽さや不条理さは是正・克服されるもの、そして正義は実現されるものとして認識されていたことが確かめられた。

Notes

- 『古典小説研究』仁顕王侯伝 朴堯順 一志社 1993 P841
- 題名は、現在に伝わる異本により、それぞれ『仁顕聖母閔氏徳行録』（嘉藍本、ソウル大学中央図書館）、『閔中殿伝』（南涯本）、『仁顕王后聖徳現行録』（国立図書館本）、『閔中殿徳行録』『閔中殿記』『仁顕王后徳行録』などと書かれる。この論文においては、韓国語版として、「国立図書館本」を現代文に訳した『仁顕王后伝』 金用淑校注 三中堂 1884 を、そして、日本語翻訳版として、『恨のものがたり』梅山秀行編訳 総和社 2001 を活用している。
- この記事は底本となるテキストによっている。しかし、宮女が後宮になり、すぐ嬪の品階に封ぜられることは実際にはありえないこと。さらに、『王妃たちの朝鮮王朝』（尹貞蘭 日本評論社 2010年 P280）においては、肅宗、王后閔氏、禧嬪張氏の三人の関係を、仁顕王后の入宮に先立ち、禧嬪張氏の入宮があったものとして扱っているととも、仁顕王后の賢妃としての誉れは、単純に『仁顕王后伝』、この本が今日まで伝えられてきたお陰で、仁顕王后は朝鮮最高の模範的女性として今でも知られるようになった。」としている。
- 「宮中に妖邪の気配が旺盛で、そのため、お后が惨禍にお遭いになりましたが、この後、大禍が火のように起こりましょう。聖上は、どうか事態をお察くださるよう、伏してお願いいたします。（궁중에 사질邪疾과 요일이 성하와 궁궁이 비명에 참화慘禍하시고 앞에 대화가 불 일어나듯 하올 것이니, 복원(伏願) 성상은 살피소서)」。以上のように示される発話の口調は、「……死んだ御霊が現れて、申し上げた。」とあるところの「死んだ御霊」の主体が王后閔氏の死霊ではない第三者に想定されやすい節があり、実際、梅山秀行編訳の『恨のものがたり』においては、死んだはずの宦官の一人が現れて……としているが、ここでは取らないものとする。
- 霊界とのコミュニケーションをはかり、霊格を統御し、人間や自然の状態を変えようとする働きをするシャーマンの祭儀をとおして相手に災いが及ぶようにすること。『韓国民俗文化大百科事典』（韓国精神文化研究院 巫俗）によると、
「朝鮮王朝期には、それまで民衆の信心を集めていた仏教が排斥される儒教主義政策がとられるが、それは結局民衆を儒学者自らが邪道として禁止の対象にしていた巫覡信仰の道に追い込む結果を招き、高麗王朝中期以来活発になってきていたこの巫覡信仰が実際的に民衆の信仰と生活哲学を支配するようになった。時代的には、壬申倭乱（1592：宣祖12年～1598：宣祖18年まで、二回にわたって朝鮮を

侵入した日本との戦い。文禄・慶長の役)以前の15・16世紀には山川祭、城隍祭、祈雨祭など共同の祭儀が盛行したが、壬申倭乱以降の17・18世紀には病気の治療、個人的な呪詛を解くなど個人祭儀としてのグッが盛行するという特色と、地域的には、咸鏡道や江原道では城隍信仰が盛行、全羅道では娯楽的な巫戯が発展、大陸との通路であった平安道や黄海道では救病祭が多く、政治的な軋轢の中で生活していたソウルでは使霊呪詛が発展する特色を見せる。」

と概観される。

6. 巫を淫祀の属と規定し、社会から駆逐すべき悪習とされる考え方は、『高麗史』「世家篇」仁宗9年8月に、

「天文観測と占星を担当した官員である日官が知らせるには、最近、巫の風潮が盛行し淫祀が日増しに多くなっていく。願わくは、担当者をつかわして巫堂の輩を遠くに退けてください。……」

と見えるごとく、また巫俗が盛行しはじめた高麗仁宗朝にはすでに、このような考え方が現れている。